

株式会社 島津製作所

定 款

(2022年6月28日改正)

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社島津製作所と称し、英文では Shimadzu Corporation と表示する。

(所在地)

第2条 当社は、本店を京都市におく。

(目的)

第3条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

- 1) 理化学機器および科学研究用機器の製造販売
- 2) 放射線機器の製造販売
- 3) 電気機器、電子機器および工業計測器の製造販売
- 4) 産業機器およびその他の機器の製造販売
- 5) 計量器の製造販売
- 6) 兵器の製造販売
- 7) 化学工業品の製造販売
- 8) 航空機用機器の製造販売
- 9) 医療用機器および動物用医療用機器の製造販売
- 10) 医薬品、動物用薬品、農薬および各種薬品ならびに食品の製造販売
- 11) バイオテクノロジーによる遺伝子ならびに蛋白質等の解析、合成、研究および検査の受託
- 12) 前各号に関するソフトウェア、技術および情報の販売
- 13) 前各号に掲げる物品などの輸出および輸入
- 14) 機械、電気、理化学に関する研究
- 15) 医療、保健、体育、厚生その他これらに関連する施設の管理および運営
- 16) 建設工事の設計、監理および請負ならびに不動産の売買、貸借および管理
- 17) 生命保険の代理業務および損害保険代理業
- 18) 前各号に付帯する業務

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関をおく。

- 1) 取締役会
- 2) 監査役
- 3) 監査役会
- 4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、京都新聞および日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、つぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取り扱いについては、この定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

2. 前項のほか必要があるときは、臨時株主総会を招集する。
3. 当社の株主総会は、京都市において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、取締役会のあらかじめ定めた順序により、取締役がこれを招集し、その議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めのある場合を除いては、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人はあらかじめ委任状を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数と選任)

第 18 条 当会社の取締役は 15 名以内とし、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任は累積投票によらない。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(業務執行取締役)

第 20 条 当会社は、取締役会の決議により取締役の中から会長、社長各 1 名、副社長およびその他の業務執行取締役を定めることができる。ただし、社長については業務執行役員の中から定めることができる。

2. 会長は、取締役会を司裁する。

3. 社長は、取締役会の決議にもとづいて業務を執行する。

4. 社長に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。

5. 副社長およびその他の業務執行取締役は、社長を補佐して会社の業務を執行する。

(代表取締役)

第 21 条 当会社は、取締役会の決議により当会社の代表取締役を定める。

(取締役会の招集者および議長)

第 22 条 取締役会は、会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、会長の選任がないとき、または、会長に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集しその議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日から 5 日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項については、法令またはこの定款に定めるもののほかは、取締役会において定める取締役会規則による。

(社外取締役との責任限定契約)

第 26 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(相談役、顧問および参与)

第 27 条 当会社は、取締役会の決議により、相談役、顧問および参与各若干名をおくことができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数と選任)

第28条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の予選)

第29条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 予選された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、予選後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤の監査役および常任監査役)

第31条 当社の常勤の監査役は、監査役会の決議により定める。

2. 当社は、監査役会の決議により常任監査役若干名を定めることができる。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日から5日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項については、法令またはこの定款に定めるもののほかは、監査役会において定める監査役会規則による。

(社外監査役との責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。